

# 仕 様 書

- 1 業 務 名 産業廃棄物最終処分場等水質検査業務（7-1）
- 2 業務場所 別表1のとおり
- 3 実施期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで

## 4 実施要領

### (1) 検体名

施設区分	検 体 名
最終処分場	排水（浸透水）、周辺河川水、周辺井戸水
焼却施設	周辺河川水

### (2) 検査項目及び検査方法等

別表2.3.4のとおり

なお、法令等の改正によって検査方法等を変更する必要がある時は、発注者と受注者は協議してその取り扱いについて定めるものとする。

### (3) 検体採取年月日

別途協議して定めるものとする。

なお、施設の稼動状況及び天候等により、実施日を変更することがある。

### (4) 検体採取

受注者が実施すること。

なお、検体採取及び分析状況の確認のため、発注者が必要に応じその現場に立会する時は、受注者はこれを拒んではならない。

## 5 現場責任者

受注者は、契約締結後速やかに委託業務全体の現場責任者を選任し「実施計画書」を作成して提出する。現場責任者に変更があったときも同様とする。

## 6 報 告

### (1) 報告書は原則としてA4判2部を提出。

計量証明書には採取場所ごとに採取年月日、採取場所、検査結果等を記載し、1部には測定チャート紙、検量線、採取写真等を添付して、採取日から21日以内に発注者に提出するものとする。ただし試料採取が複数日になった場合は、最終試料採取日から21日以内に報告する。

なお、検査結果において基準値を超えた場合、及び異常と思われる事項を発見、測定した場合は、直ちにその内容を発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

この場合において、発注者が必要と認めて、再検査（採取、分析）またはクロスチェックを指示した時は、受注者の負担においてこれを行い、測定チャート、検量線及び採取写真を添付して、報告するものとする。

### (2) 受注者は、すべての業務分析が終了したときは、遅滞なく「委託業務実施報告書」を作成し、発注者に提出して確認を受けるものとする。

### (3) 分析結果のうち排水、河川水については、計量証明書とは別に一覧表を1部作成する。

## 7 その他

この仕様に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとし、調査で知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。

8 調査内容

(1) 検体採取場所及び分析検体名数量

別表1

事業場	採水場所	採水項目			備考
		排水水 (浸透水)	河川水	井戸水	
エクイス環境開発合同会社	安佐南区上安町字松畝 315-1	2	3		安佐南区
〃	安佐北区安佐町大字後山字峠	1			安佐北区
(有)興栄産業	安佐北区大林町字草田東 2406	1			
古田浩哉	安佐北区白木町大字志路字龍蔵寺 2303-103	1			
(有)秀知産業	安佐北区安佐町大字小河内字上堂原 4759		1		
(有)佐東開発	安佐北区安佐町大字鈴張字八丈岩 1676-1	1	1	1	
(株)千代田コーポレーション	安佐南区沼田町大字大塚字砂ヶ林 1855-1	1			
東洋合成(株)	安佐北区白木町大字志路字松ヶ平 1356		1		
(株)クリショー	安佐北区白木町大字志路 3933 番地	1	2		水処理後
検体数		8	8	1	

(2) 排水水（浸透水）検査項目及び検査方法

- ・ 検査項目等：別表2のとおり
- ・ 検査方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）及びJISK0102  
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

別表2

検査項目			
1	水素イオン濃度 (pH)	1 9	四塩化炭素
2	BOD	2 0	1, 2 - ジクロロエタン
3	SS	2 1	1, 1 - ジクロロエチレン
4	n - ヘキサン抽出物質	2 2	1, 2 - ジクロロエチレン
5	大腸菌数	2 3	1, 1, 1 - トリクロロエタン
6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2 4	1, 1, 2 - トリクロロエタン
7	カドミウム	2 5	1, 3 - ジクロロプロパン
8	全シアン	2 6	チウラム
9	有機リン化合物	2 7	シマジン
1 0	鉛	2 8	チオベンカルブ
1 1	六価クロム	2 9	ベンゼン
1 2	ヒ素	3 0	セレン
1 3	総水銀	3 1	ほう素及びその化合物
1 4	アルキル水銀	3 2	ふっ素及びその化合物
1 5	ポリ塩化ビフェニル	3 3	クロロエチレン
1 6	トリクロロエチレン	3 4	1, 4 - ジオキサン
1 7	テトラクロロエチレン	3 5	アモニア性窒素
1 8	ジクロロメタン		

(3) 河川水検査項目及び方法

- ・検査項目等：別表3のとおり
- ・検査方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」  
 (昭和49年環境庁告示第64号)  
 「水質汚濁に係る環境基準」 (昭和46年環境庁告示第59号)  
 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年環境庁告示第10号)

別表3

検査項目			
1	水素イオン濃度 (pH)	2 0	四塩化炭素
2	BOD	2 1	1, 2 - ジクロロエタン
3	SS	2 2	1, 1 - ジクロロエチレン
4	溶存酸素 (DO)	2 3	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン
5	n - ヘキサン抽出物質	2 4	1, 1, 1 - トリクロロエタン
6	大腸菌数	2 5	1, 1, 2 - トリクロロエタン
7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2 6	1, 3 - ジクロロプロペン
8	カドミウム	2 7	チウラム
9	全シアン	2 8	シマジン
1 0	有機リン	2 9	チオベンカルブ
1 1	鉛	3 0	ベンゼン
1 2	六価クロム	3 1	セレン
1 3	ヒ素	3 2	ほう素
1 4	総水銀	3 3	ふっ素
1 5	アルキル水銀	3 4	クロロエチレン
1 6	PCB	3 5	1, 4 - ジオキサン
1 7	テトラクロロエチレン	3 6	※1全亜鉛
1 8	トリクロロエチレン	3 7	※1/ニルフェノール
1 9	ジクロロメタン	3 8	※1直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

※1の項目は、エイス環境開発合同会社、(株)リョーのみ調査 (それぞれ1か所)

(4) 井戸水検査項目及び方法

- ・検査項目等：別表4のとおり
- ・検査方法：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」  
(平成15年7月22日厚生労働省告示第101号)

別表4

検査項目			
1	一般細菌	27	総トリハロメタン
2	大腸菌	28	トリクロ酢酸
3	カドミウム及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン
4	水銀及びその化合物	30	ブロモホルム
5	セレン及びその化合物	31	ホルムアルデヒド
6	鉛及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物
8	六価クロム化合物	34	鉄及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	35	銅及びその化合物
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	36	ナトリウム及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	37	マンガン及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	38	塩化物イオン
13	ホウ素及びその化合物	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
14	四塩化炭素	40	蒸発残留物
15	1,4-ジオキサン	41	陰イオン界面活性剤
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	42	ジエオスミン
17	ジクロロメタン	43	2-メチルイソボルネオール
18	テトラクロロエチレン	44	非イオン界面活性剤
19	トリクロロエチレン	45	フェノール類
20	ベンゼン	46	有機物（TOC）
21	塩素酸	47	pH値
22	クロ酢酸	48	味
23	クロホルム	49	臭気
24	ジクロロ酢酸	50	色度
25	ジブロモクロロメタン	51	濁度
26	臭素酸		